



# 新型コロナウイルスワクチンの接種について

## 新型コロナウイルスワクチン接種の概要

※国・県から示されるワクチン供給スケジュールなどにより変更となる場合があります。

### ▼優先接種対象者

①医療従事者など（茨城県が調整し、すでに実施しています）



当初、新型コロナウイルスワクチン接種の接種券（クーポン券）の発送予定を「高齢者の方へは令和3年3月下旬」としていましたが、国から市町村へのワクチン配送が、4月下旬以降になる予定であることや、当町の高齢者（65歳以上の高齢者約7千人）に対して、ごくわずかと見込みであることから、接種券の発送については、当面見合わせています。  
当町への国からのワクチン配送予定は、4月下旬に、1箱（約千回分）配送される予定であります。その後の配送予定は示されておりません。

- ②高齢者（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）  
※茨城県は高齢者施設の入所者から優先的に接種を行います。
- ③高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設などで従事されている方
- ④①～③以外の方
- ▼接種券の発送
  - ・高齢者の方への発送を、当面見合わせています。
  - ・今後の国・県からのワクチン供給状況により、高齢の方から順次発送する予定です。
  - ・接種券は、住民票の所在地に発送します。
- ▼接種方法・場所
  - 【個別接種】：町内7つ（鈴木内科医院、早尾台医院、服部内科医院、利根町国保診療所、もえぎ野台よつば診療所、山中医院、協和ガーデンクリニック）の医療機関の予定（3月末現在）
  - 【集団接種】 利根町保健福祉センター 日曜日（時期は未定です。）
- ▼予約方法
  - 電話予約  
利根町コロナワクチンコールセンターでの一括予約（準備中）  
※現在予約は行っておりません。
  - ※予約は、町が送付する接種券が届きましたら、同封する「新型コロナウイルス予防接種についての説明書」をお読みになり、予約をお願いします。
  - ※各医療機関・利根町保健福祉センターでの予約はできません。
  - WEB予約  
町公式ホームページにコロナワクチン接種に関するコーナーを特設いたします。（準備中）

- ▼接種回数 1人2回の接種が必要です。ファイザー社のワクチンは、20日の間隔を置いて2回接種することになります。
- ▼接種費用 接種費用は無料です。  
※ワクチン接種を受けるにはご本人の同意が必要で、現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医などにご相談ください。
- ▼問い合わせ先  
ワクチン接種に関する相談 利根町コロナワクチンコールセンター ☎050・3612・4574  
時間：午前9時～午後5時（平日のみ）
- 副反応に関すること 茨城県新型コロナウイルス副反応相談窓口 ☎029・301・5394  
時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）
- ▼問い合わせ先  
新型コロナウイルス接種のために必要としたり、金銭や個人情報などをだまし取ろうとする相談が消費者生活センターに寄せられています。町や行政機関が、ワクチン接種のために金銭や個人情報などを電話・メールで求めることはありません。  
お困りの際は、消費者ホットライン（#188）にご相談ください。

▼問い合わせ先 利根町保健福祉センター ☎68・8291



# 令和3年度は、固定資産税（土地・家屋）評価替えの年です



固定資産税の算定基礎となる評価額を見直す制度を「評価替え」と言い、固定資産税の対象となる土地および家屋については3年に一度評価替えが行われます。

令和3年度は評価替え年度にあたり、令和3年1月1日を基準日とし、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価をします。

なお、令和4・5年度は原則として新たな評価を行わず、評価額は据え置かれます。

※土地の価格については、地価の下落により価格を据え置く事が適当でない場合には、価格の修正を行います。

## ▶土地の評価について

- ・総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、現況地目により評価します。
- ・税負担の軽減を目的とする「住宅用地に対する特例」や地域や土地によってばらつきのある「負担水準」（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るための「調整措置」を行い、税額を算出するための「課税標準額」を算出します。

【税額の計算方法】  $\text{土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$

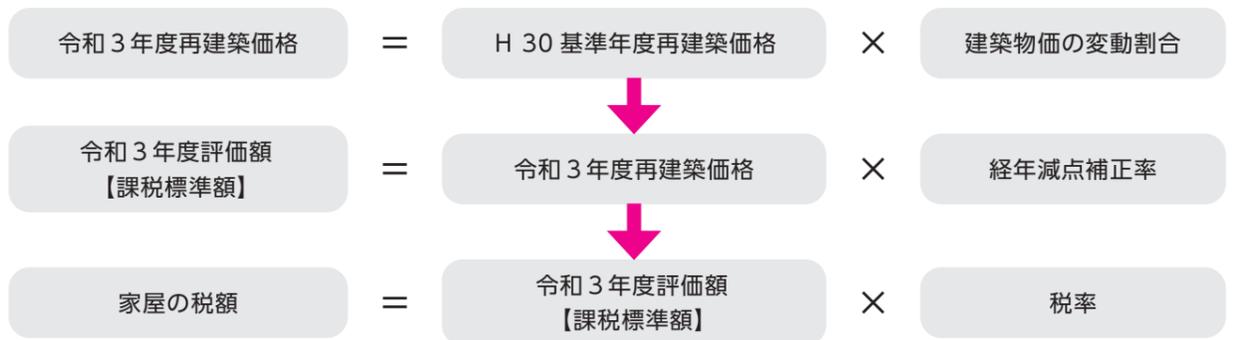
## ▶固定資産税（土地）の据え置き措置について

令和3年度に限り、負担調整措置などにより税額が増加する土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く措置が講じられています。

## ▶家屋の評価について

- 総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき行われます。
- ・新築および増築家屋  
評価対象の家屋と同一のものを評価時点で再度建築した場合にかかる費用（再建築価格）を基準に評価を行います。
- ・在来分家屋  
H30基準年度の再建築価格に3年間の建築物価の変動（工事原価の上昇などの要因により木造104%、非木造107%）を考慮したうえで、家屋建築後の経過年数に応じた減点補正などを行い、評価額を算出します。（経過年数による減価は20%が下限で、下限に達した場合には評価額が下がることはありません。）算出された評価額が前年度を超える場合には、原則前年度の評価額に据え置きます。

## 【税額の計算方法】



▶問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎68-2211（内線206・207・208）